

取引条件書(国内手配旅行・旅行相談)

(旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面)

※お申し込みの際は必ず印刷の上この条件書をお読みください。

この旅行は手配旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と手配旅行契約を締結することになります。

お客様からのご依頼によって国内旅行の手配または旅行相談を行う場合この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。またこの「取引条件書」に記載のない事項については、当社旅行業約款手配旅行契約の部・旅行相談契約の部(以下当社約款といいます。)によります。当社販売箇所を設置しておりますのでご覧ください。当社では個人・グループのお客様とのご契約に際しましては次の料金を申し受けますのでご了承のほどお願い申し上げます。

(お申し込みについて)

- ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出の上、旅行代金の20%相当以上の申込金を添えてお申し込みください。
業務の都合上、書面に必要事項を記載いただく場合もございます。なお、申込金は旅行代金の一部として残金お支払いの際に精算させていただきます。
- お申し込みいただくご旅行契約(手配旅行契約)は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。
但し、乗車券類や宿泊券類など単一手配においては、口頭(お電話)によるお申し込みをお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」し申込書を受理した時に成立します。
- 上記(2)にかかわらず次の場合はお申込金の支払いを受けることなく契約が成立します。
 - お申込金の支払いを受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付し、お客様へ到達したとき。
 - 旅行出発日までに旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡す場合。(当社が契約の締結を「承諾」した時点で契約成立となります。)

(お申し込み条件)

- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーある方、妊娠中の方、身体障害者補助犬をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申し込みの際に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後に配慮が必要になった場合直ちにお申し出ください。あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中の必要となる措置の具体的な内容をお申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。
- お客様の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるときは、お申し込みをお断りすることがあります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的または不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損、若しくは業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- その他当社の業務上の都合があるときにはお申し込みをお断りすることがあります。

(旅行業務取扱料金)

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成やご旅行の予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発行に対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けます。

内 容		料 金
手配料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合 旅行費用総額の 20% 個人(上記以外の場合) 1件1手配につき 1,100円
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合 宿泊券面額の 20% (但し、同一施設に連泊の場合は1件とします) 個人(上記以外の場合) 1件1手配につき 550円
	運送機関のみの場合 1件1手配につき 2,200円	
	添乗サービス料金(宿泊・交通費等の旅行実費を除く。) 添乗員1人1日につき 33,000円	
変更手数料	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	15人以上の団体手配旅行の場合 変更・取消に係る部分の変更前の旅行代金の20% 個人(上記以外の場合) 1件1手配につき 550円
	宿泊券のみの場合	15人以上の団体手配旅行の場合 1件1手配につき 550円
取消手数料	(但し、同一施設に連泊の場合は1件とします)	個人(上記以外の場合) 1件1手配につき 550円
	運送機関の手配の変更・取消の場合 1件1手配につき 550円	
連絡通信費	お客様の依頼により、緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合	1件につき 550円 (電話料、通信料は別)

相談料金 (旅行相談契約)	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金 (30分まで) 2,200円 以降30分ごと 1,100円
	(2) 旅行計画の作成	旅行日程 1 日につき 1,100円
	(3) 旅行に必要な費用の見積り (運送機関と宿泊機関等の手配が複合した旅行の場合)	基本料金 2,200円 旅行日程 1 日につき 1,100円
	(4) 運送機関の運賃・料金の見積り	1 件につき 2,200円
	(5) 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料(A 4版) 1 枚につき 1,100円
	(6) お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(5)までの5,500円増し

- 1、団体手配旅行とは、複数の旅行者が代表者を定めて同一行程により旅行される場合をいいます。
- 2、お客様の希望により、変更または取消を行う場合は、運送機関・宿泊機関等の定める取消料のほか、上記の変更手数料、取消手数料を申し受けます。
- 3、上記料金には消費税が含まれております。
- 4、クーポンお引渡し前・後にかかわらず、お客様のお申し出により旅行を中止される場合でも当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部が終了しているときには旅行業務取扱料金を申し受けます。

(旅行代金)

- (1) 旅行代金はご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- (2) 当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定。為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変更が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(旅行契約内容の変更)

お客様から契約内容の変更があった時は、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- ① 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)
- ② 当社所定の変更手数料

(旅行契約の解除)

- (1) お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けます。
 - ① 上記の旅行業務取扱料金
 - ② お客様がすでに提供を受けた旅行サービスにかかる費用
 - ③ お客様がいまだに提供を受けておられない旅行サービスにかかる取消料。違約料その他の旅行サービス提供機関等に支払う費用
 - ④ 前の③の旅行サービスの手配の取消に係わる取消手数料
- (2) お客様がお申込み条件(4)のいずれかに該当することが判明した場合は、当社の旅行契約を解除することがあります。このときは前項(1)の①から④の料金を申し受けます。
- (3) 当社の責任により旅行サービスの手配が不可能となったときは、お客様は旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金から既にその提供を受けた旅行サービスの対価として支払った費用、またはこれから支払わなければならない費用を控除した残金を払い戻します。

(団体・グループ手配)

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます)がその責任ある代表者を定めて申し込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。

- (1) 当社は、お客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
- (2) 契約責任者は、契約締結後当社の定める日までに構成員の名簿を当社に提出し、または人数を当社に通知していただきます。また、契約責任者は、名簿の提出の際には、当社の個人情報の取扱規定に従い、構成員に対し、構成員の個人情報提供の内容と目的および提供先について通知し、了承を得ていただきます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成員に対して負う債務または義務についてはなんらの責任を負うものではありません。
- (4) 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
- (5) 当社は、契約責任者から構成員の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
- (6) 当社は、契約責任者と旅行契約を締結する場合に、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあり、その場合にはその旨を記載した書面を交付するものとし、旅行契約は当社が交付したときに成立するものとします。

(添乗サービス)

- (1) 当社は契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
- (3) 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から 20 時までとします。
- (4) 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。また、添乗員が同行するために必要な交通費・宿泊費等の実費を別途申し受けます。

(当社の責任)

- (1) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社または当社の手配代行者の故意または、過失により旅行者に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、食中毒、盗難、お客様ご自身の故意または過失による損害、官公署の命令その他の当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき 15 万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

(旅行者の責任)

(1) 旅行者の故意または過失によって当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

(2) 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載されたお客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスと異なるサービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代理者または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

(旅行相談契約)

(1) 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社の故意または過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して6ヵ月以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により予約ができなかったとしても当社はその責任を負うものではありません。

(個人情報の取り扱い)

(1) 当社はお申し込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく項目の全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であつて、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配・手続きが取れない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引き受けできない場合がございます。

(2) 当社にご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため④旅行の安全管理のため⑤保険手続のため⑥当社および当社と提携する企業の商品やサービス、旅行に関する情報提供のため⑦旅行参加後のご意見や感想等アンケートのお願いのため⑧特典サービス提供のため⑨統計資料作成のために利用させていただきます。

(3) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。

(4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱に関する方針については、当社ホームページ(<http://www.sanyo-bus.co.jp/company/privacy.html>)でご確認ください。

(その他)

(1) その他の事項につきましては当社「旅行業約款(手配旅行契約の部)(旅行相談解約の部)」によります。

(2) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。

2023 年 4 月 1 日作成